

令和7年第12回

美里町農業委員会総会議事

第12回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和7年12月25日（木）午後1時30分から午後2時58分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員（16名）

1番 小田嶋 勝美	2番 後藤 幸太郎	3番 我妻 卓美
4番 福田なほ子	5番 久道 雄悦	6番 古内 世紀
7番 尾形 司	8番 繁泉 順子	9番 佐々木幸一郎
10番 小野 保裕	11番 澁谷 正行	12番 鈴木 幸博
13番 遊佐 恭一	14番 渡邊 雅光	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）
3. 利用権設定の合意解約による通知について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
第2号議案 農用地利用集積等促進計画審議について
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 農業委員会事務局職員（2名）

事務局長 高橋 博喜
係 長 澤村 拓也

7 会議の概要

○高橋事務局長

では、ただいまより令和7年第12回美里町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。

○伊藤会長

(挨拶内容省略)

○高橋事務局長

ありがとうございました。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。

○議長（伊藤会長）

これより、令和7年第12回美里町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員については、16人全員の出席であります。総会を開く場合に委員の過半数以上の出席を要件とする農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

最初に議事録署名委員の選任をいたします。

議事録には、会場と総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないことが、会議規則第15条第1項に規定されておりますので、議事録署名委員を議長から指名いたします。

11番 澁谷正行委員、12番 鈴木幸博委員をお願いいたします。

それでは報告事項に入ります。

報告事項一番、農家相談日について、12月8日、22日に農家相談を実施いたしましたので、担当委員より報告をお願いいたします。

○澁谷委員

11番澁谷です。12月8日月曜日に会長室におきまして、邊見会長職務代理者、鈴木委員、それから私、澁谷が担当いたしました。

相談件数は1件でございます。

●●の●●●●さん、●●●●さんの親子2名でした。現在2.5ヘクタールの農地を耕作しておりましたが、来年度からは、耕作が難しいので、誰かに耕作をお願いしたいという相談でございました。

対応といたしましては、この●●地区は●●生産組合が地域計画で担い手となっております。ですので、その組合にお話をして、できればその地域内で耕作者を探していただけるようお願いしていただきということをお話ししました。

もし見つからない場合は、また相談に来てもらうよう指導いたしました。

以上でございます。

○議長（伊藤会長）

はい、ご苦労様でした。

○遊佐委員

13番遊佐です。12月22日の農家相談は、会長室で伊藤会長並びに渡邊委員と私、遊佐が対応いたしまして件数が1件でございました。

●●の●●●さんという方が相談に来られまして、耕作者の●●の●●さんとの契約が満了のため、契約終了後は自分で耕作したいが、部分作業委託ということで、田植えと稲刈りは委託したいということがまず一つ目です。

二つ目は宅地の賃借料の代わりに水田を渡されることになったが、耕作は現耕作者に任せた

いということで相談にきました。

まず一つ目については、契約更新をしなければ、そのまま契約終了するので、その後は現耕作者の●●さんと協議の上、耕作を続けて欲しいと伝えました。

二つ目の賃借料の代わりに水田を渡されるという部分に関しましては、農地法第3条で売買し、現耕作者に引き続き耕作してもらうようにということをお話いたしました。

以上でございます。

○議長（伊藤会長）

はい、ご苦労様でした。

次に報告事項2番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いいたします。

○澤村係長

（報告事項2、3について議案書のとおり説明を行った。）

○議長（伊藤会長）

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）

それではないようですので、議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

（第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。）

○議長（伊藤会長）

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを審議いたします。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）

ないようですので採決をいたします。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

○議長（伊藤会長）

全員賛成と認めます。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。

次に、第2号議案、農用地利用集積等促進計画審議についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

○議長 (伊藤会長)

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積等促進計画審議についてを審議いたします。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 (伊藤会長)

質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案、農用地利用集積等促進計画審議について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

○議長 (伊藤会長)

全員賛成と認めます。

第2号議案、農用地利用集積等促進計画審議については、原案どおり農地中間管理機構に許可相当である旨の意見書を提出いたします。

次に第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また12月16日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

はじめに事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

○議長 (伊藤会長)

はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、引き続き農地調査委員会の担当委員より報告をお願いいたします。

○農地調査委員会委員長 (古内委員)

農地調査委員会は、久道委員と委員長である私、古内と伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から高橋局長、宍戸主事の計6名で12月16日に現地調査を行いました。

第3号議案については、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてです。

番号27の●●字●●●●●番、●●●番についてです。転用目的は●●●●●●●●です。現地は県道沿いに位置しており、圃場整備済みの一団の水田とは、水路と町道で区切られていることから10ヘクタール以上の一団の農地は分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

農地以外の土地も検討し、申請地以外に見当たらなかったということでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。

番号28の●●字●●●●番、転用目的は●●●●●●●●です。現地は宅地等が点在する集落内の一角にあり、10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

農地以外にも検討し、申請地以外に当たらなかったということでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。

議 事 録 署 名

上記、第12回総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員
議席11番

署名委員
議席12番